



市老連だより 9

平成 29 年 7 月 24 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

特定事業所集中減算は廃止または大幅見直しへ 介護給付費分科会

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

社会保障審議会・介護給付費分科会は7月19日、居宅介護支援や介護老人福祉施設などについて議論しました。居宅介護支援では、ケアプランの内容が特定のサービス事業者集中している場合に介護報酬を減額する【特定事業所集中減算】について、廃止または大幅な見直しをする方向で委員の意見が一致しました。介護老人福祉施設ではユニット型個室の整備を推進する場合の低所得者対策や、施設内での看取りや医療ニーズへの対応を促進した場合の介護医療院との役割分担などの検討を求める声があがりました。

居宅介護支援について厚生労働省は、▽居宅介護支援事業所の管理者のあり方▽特定事業所集中減算のあり方▽入院時を含めた医療機関と居宅介護支援事業所とのさらなる連携▽末期の悪性腫瘍患者に対するケアマネジメントなどを論点として示しました。

◆ケアマネジメントの公正性確保のため保険者のケアプラン点検の強化求める声も
【特定事業所集中減算】は、特定のサービス事業者への偏りを是正する目的で導入された仕組みです。過去6カ月間に作成したケアプランに盛り込まれた居宅サービスで、同一の事業者から提供されるサービスの割合が80%を超える場に、所定の報酬から月200単位を減算する。2016年5月審査分で全体の約7.6%の事業所に減算が適用されているが、集中割合を調整している事業所が存在し、ケアマネジメントの公正・中立を確保するという制度本来の目的を果たしていないとの批判があります。

議論では同加算の廃止や大幅見直しを求める意見が続出。いずれの方針を選択した場合も、ケアマネジメントの公正・中立を担保する新たな仕組みが必要という点で一致しました。具体策では複数の委員が保険者によるケアプラン点検を強化することを提案しました。現在、点検を実施している保険者は60.8%にとどまっているが、齋藤訓子委員（日本看護協会副会長）は、「効果があるのであれば全ての保険者に浸透させていく必要があるのではないか」との認識を示しました。

◆多床室にもユニットケアの手法を取り入れるなど柔軟な対応を

一方、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で論点とされたのは、▽入所者 1 人ひとりのニーズに即したケアの実現▽看取りや医療ニーズへの対応促進▽身体拘束廃止に向けた取り組み▽特養における障害者支援—の 4 項目。このうち入所者のニーズに即したケアでは、ユニットケア推進の必要性で概ね意見の一致をみたものの、費用負担の問題で多床室を希望するケースも多いことから、ユニット型個室の整備というハード面のみこだわるのではなく、ユニットごとに職員を配置し入所者の個別性に配慮したケアを行う、ユニットケアの手法を多床室にも取り入れるなど、柔軟な対応をするべきだとの声が多かったです。

また、看取りや医療ニーズへの対応では、「介護医療院との兼ね合いも含め、特養でどこまでやっていくのか役割分担をしないと、何もかも特養というのは違うと思う」（瀬戸雅嗣委員・全国老人保健福祉施設協議会理事・統括幹事）、「喀痰吸引できる介護職員を養成して看取りに対応する一方、一定以上を超える医療行為については介護医療院や地域の中小病院で対応するなどの機能分化が必要」（鈴木邦彦委員・日本医師会常任理事）などの指摘がありました。

当日の資料などについては、下記 URL にアップされています。
あわせてご覧ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000171816.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311 号室
T E L 06-6765-3611 F A X 06-6765-3612